

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会
座長 大橋 弘 様

全国知事会 デジタル社会推進本部
本部長 山口県知事 村岡 嗣政
(公印省略)

「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 中間取りまとめ骨子（案）」
に対する意見について

ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けては、貴研究会において検討が進められており、令和3年5月28日開催の第12回研究会で中間取りまとめ骨子（案）が示されたところである。

骨子（案）においては、ブロードバンドサービスを誰もが使えるような環境を整えるべきとした上で、条件不利地域をはじめとする不採算地域では有線ブロードバンドサービスの提供の維持が困難となる可能性があること等を踏まえ、これを提供確保すべきサービスと位置付け、交付金制度による支援を行う必要があるとの方向性が示された。

こうした方向性は、全国知事会の「デジタル社会の実現に向けた光ファイバの整備促進及びユニバーサルサービス化に関する緊急提言」の趣旨に沿ったものであり評価するが、2021年度末までの基盤整備を前提にその維持を図ることを基本としており、更新費を支援対象とすることについては継続検討とされ、また、設備等の拡充に係る整備費は支援対象経費に含まれていないなど、知事会の提言内容が反映されていない部分がある。

ついては、下記項目を今後の研究会でさらに議論していただき、中間取りまとめに確実に反映されるよう強く要請する。

記

- 1 交付金の支援対象経費に更新費も含めることを明確化するとともに、設備等の拡充に係る整備費も支援対象とすること。
- 2 有線ブロードバンドの整備や高度化を伴う更新については、現行の支援制度の継続に留まらず、未整備地域での整備促進や、Society5.0時代の新しい日常において不可欠なテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの安定的な利用を可能とするため、支援内容の一層の拡充を図ること。
また、災害等の非常時においても高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、光ファイバ網の多重化や地中化等を促進するための新たな支援制度を創設すること。
- 3 公設の有線ブロードバンドサービスについては、その多くが不採算地域でのサービス確保を目的としていることから、これをユニバーサルサービス制度の対象とするほか、民間移行を促進するための地方自治体への支援制度をさらに拡充すること。